

国民健康保険加入者の皆様へ

令和4年8月からの 国民健康保険 被保険者証を送付します

現在お持ちの保険証は、有効期限が7月31日までとなっています。

新しい保険証は、7月下旬に特定記録郵便で、世帯加入者全員分をまとめて世帯主の方に郵送します。

新しい保険証が届いたら…



記載内容をご確認のうえ、台紙から剥がして8月以降お使いください。

※令和4年度中に75歳になる方の有効期限は、誕生日前日までです。



有効期限が過ぎたら、古い保険証は使用できません。

個人情報が記載されていますので、ハサミ等で細かく刻んで破棄して下さい。

健康保険に重複加入していませんか？

職場の健康保険に加入されたら、国保をやめる手続きをしてください。手続きをされないと、社会保険料と国保料を二重に支払うことになりますので、必ず14日以内に届け出をしてください。

また、手続きをされずに国保の保険証を使用した場合は、その医療費を全額返還していただくことになります。（就職した時点で国保の保険証は使えません。）

お問合せ 住民課 国保年金係 ☎66-3405（直通）

後期高齢者医療制度に関する大切なお知らせ

制度改正に伴い令和4年度は、すべての方に被保険者証を2回交付します。被保険者証の有効期限にはご注意ください！！！

医療機関、薬局等に提示する際には「有効期限」を必ず確認しましょう。

現在ご使用中の被保険者証が使える期間 令和4年7月31日まで

※この被保険者証は、令和4年8月1日以降は使用できません。

今回交付する被保険者証（7月中旬頃郵送）が使える期間

令和4年8月1日から令和4年9月30日まで

※この被保険者証につきましては、令和4年10月1日以降は使用できません。お間違えのないようにしてください。

令和4年10月1日以降の被保険者証につきましては、9月中旬頃に郵送します。一定以上の所得がある一部の方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が10月1日から2割になります。9月中に届く被保険者証でご確認ください。なお、窓口負担割合の変更については、令和4年9月以降に確認ができます。皆様のご理解、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

お問合せ

南部町役場 住民課

☎66-3405

山梨県後期高齢者医療広域連合

☎055-236-5671

令和4年度 「夏の交通事故防止県民運動」実施について

期 間

7月21日(木)~8月20日(土)までの31日間

～重点目標～

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 3 二輪車の交通事故防止
- 4 自転車の安全適正利用の推進

児童、生徒等の夏休みと夏の行楽シーズンが重なり交通事故が発生しやすくなる夏季において、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促し、交通事故の防止を図ることを目的として夏の交通安全事故防止県民運動が実施されます。暑さにより注意力が散漫になり、事故につながることがあります。体調を整え無理な運転は控えましょう。

全席シートベルト・チャイルドシート着用重点期間

年間交通安全スローガン

守るのは マナーと家族と 君の明日

重 点 期 間

7月1日(金)~8月31日(水)までの2か月間

7・8月の2か月間を重点期間とし、「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動」を実施しています。令和3年度県内一般道におけるシートベルト着用率は運転席98.3%、助手席96.5%と高い水準にありますが、後部座席のシートベルト着用率は、54.1%と依然として低い状況となっています。

また、新型コロナ感染防止の観点から調査中止になつたため、令和3年度のチャイルドシートの着用率は不明ですが、直近のデータ（令和元年度）では、全国平均（70.5%）を上回る77.0%でした。乳幼児の安全性確保のためにも、より高い水準の着用率を目指したいところです。

シートベルト・チャイルドシートの着用は交通事故発生に際して、被害の軽減の高い効果があります。全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用を徹底しましょう！